第21回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」・・・・・・・・・・・・・・ １
事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」・・・・ ３
連結計算書類の連結注記表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

（平成28年４月１日から平成29年３月31日）

サンヨーホームズ株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sanyohomes.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（１）当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、グループの行動・倫理規範をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社グループの取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
②代表取締役は、当社グループのコンプライアンス全体に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所管するコンプライアンス委員会において、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の構築、維持・整備および問題点の把握に努める。
③監査室は経営管理部と連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、代表取締役に報告する。
④当社グループは使用人が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行なう手段として「コンプライアンスホットライン」を設置・運営する。
⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、代表取締役等の経営トップ以下グループ全体が毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

（２）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理についての統括責任者を任命し、その者が管理する文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。
②取締役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
③文書管理規程については必要に応じて適宜見直しを図る。

（３）当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、代表取締役はリスク管理に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所管するリスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては、統括責任者が速やかに担当部署を定める。
②監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

（４）当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行の効率化を図る。
①職務権限・意思決定ルールの策定
②規程により指名された者を構成員とする経営会議の設置
③取締役会による当社グループの中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、四半期業績管理の実施
④経営会議および取締役会による当社グループの月次業績のレビューと改善策の実施

（５）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①当社子会社の業務執行の状況については、定期的に経営会議および取締役会において報告されるものとする。
②グループ業務運営規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告または当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
③監査室は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役に報告するものとする。

（６）その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループにおける内部統制の構築を目指し、代表取締役は、当社グループ全体の内部統制に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所管するグループ内部統制委員会において、グループ各社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効果的な業務遂行に則った内部統制に関する協議、コンプライアンス体制の構築、リスク体制の確立、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。
②当社取締役、本部長・支店長、部長およびグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
③監査室は、当社グループにおける業務の統制状況を確認するために、定期的に監査を実施し、統制に不備がある場合には、その是正を促すものとする。その結果を、代表取締役、監査等委員会および被監査部門の責任者に報告する。

（７）当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局においてこれを補助する。監査等委員会事務局の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の同意をもって行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。
②監査等委員会事務局の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。

（８）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの役職員は次に定める事項を監査等委員会に報告することとする。
①当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
②不正行為や重要な法令並びに定款違反行為
③取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
④内部監査状況およびリスクに関する重要な事項
⑤毎月の経営状況として重要な事項
⑥経営会議で決議された事項
⑦コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
⑧その他コンプライアンス上重要な事項

（9）当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。また、内部通報制度として当社が設置する「コンプライアンスホットライン」においても、法令違反等を通報したことを理由として、不利益な取扱いをしないことを規定する。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399 条の２第４項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
②当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
③監査等委員会は、グループ会社の監査役との意思疎通および情報の交換がなされるように努めるものとする。
④監査等委員会は、定期的に代表取締役および会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしており、取締役会においてリスク等を検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、業務の適正性を確保するための体制の具体的な取組みは以下のとおりであります。

(1) 第19回定時株主総会において、取締役会の監督機能強化によるコーポーレート・ガバナンスの一層の充実という観点から監査等委員会設置会社への定款変更を決議し、平成27年６月25日より移行いたしました。また、同日付で監査等委員会の補助機能として監査等委員会事務局を設置いたしました。
(2) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬の決定に関する独立性・客観性を担保するため、任意の委員会として、代表取締役、取締役、社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。
(3) 当期は定例を含め16回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況等の監督を行いました。
(4) 「行動規範」を定め、当該規範の啓蒙と継続的な教育により、当社グループ役員及び社員に周知しております。
(5) 当社は「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「グループ内部統制委員会」を組織化し、適宜、当社ならびにグループ会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制、グループ内部統制体制の構築や維持、管理を実施しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　２社

・連結子会社の名称　　サンヨーリフォーム㈱

サンヨーホームズコミュニティ㈱

前連結会計年度において連結子会社でありましたサンアドバンス㈱は、平成 28 年４月１日付でサンヨーホームズコミュニティ㈱と合併したため、連結の範囲から除いております。

(2)持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社の状況

・持分法適用関連会社の数　　1社

・持分法適用関連会社の名称　Tien Phat Sanyo Homes Corporation

新たに株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用していない関連会社の状況

会社等の名称　　e－暮らし㈱、OKAMURA SANYO PROPERTY CORPORATION

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社(e－暮らし㈱、OKAMURA SANYYO　ROPERTY CORPORATION)は、当期純利益又は当期純損失(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

持分法適用手続きに関する特記事項

持分法を適用している会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4)会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

・関連会社株式　　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・販売用不動産、未成工事支出金、不動産事業支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・その他のたな卸資産(製品・半製品・仕掛品・原材料)

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法
イ．有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、平成 10 年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物３～47 年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準
イ．貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金
従業員及び執行役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．完成工事補償引当金
引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、過去の完成工事に係る補修費の実績を基準にした金額及び特定の物件については補修費用の個別見積額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金
子会社の一部役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（追加情報）
（役員退職慰労金制度の廃止）
当社及び子会社代表取締役の役員退職慰労引当金については、従来、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成 28 年６月 28 日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
同制度廃止にともない、在任期間に対する役員退職慰労金の打ち切り支給を同総会で決議し、役員退職慰労引当金残高 169,068 千円を固定負債の「その他」に振替ております。
なお、連結子会社については引き続き、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を「役員退職慰労引当金」に計上しております。

ホ．役員株式給付引当金
株式給付規程に基づく当社取締役（執行役員含む）及び子会社代表取締役への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）

・その他の工事
工事完成基準

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項
イ．退職給付に係る会計処理の方法
１.退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2．数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として8年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号　平成 28 年６月 17 日）を当連結会計年度に適用し、平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）
（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号　平成 28 年３月 28 日）を当連結会計年度より適用しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）
前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。
なお、前連結会計年度の「補助金収入」は９百万円であります。
前連結会計年度において、独立掲記していた、「営業外収益」の「受取手数料」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
①担保に供している資産

不動産事業支出金	14,286,625	千円

②担保に係る債務

短期借入金	1,270,000	
1年内返済予定の長期借入金	4,560,000	
長期借入金	8,040,000	
計	13,870,000	千円

③その他担保に供している資産
「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、投資有価証券（国債 455,560 千円）並びに投資その他の資産 その他（差入保証金 161,646 千円）を住宅瑕疵担保保証金として、大阪法務局に供託しております。

(2)有形固定資産の減価償却累計額　　2,395,440 千円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3)保証債務
住宅ローン及びつなぎローン利用による当社住宅購入者のために当社が金融機関に対して保証している金額は 3,069,016 千円であります。

(4)当社は「“くらし”リレーシステム」と称する、戸建住宅の新築販売時に買取り価格の査定基準を提示した上で、買取りを約する契約を顧客の一部と締結しております。当連結会計年度における当該契約にかかわる売上高は 3,256,121 千円であります。なお、当連結会計年度において当該契約に基づく買取物件はありません。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,620 千株	－千株	－千株	12,620 千株

(2)自己株式数の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(注)1.2	－千株	308 千株	－千株	308 千株

(注)1.普通株式の自己株式は、役員向け株式給付信託口が保有する当社株式であります。
2.普通株式の自己株式の増加は、役員向け株式給付信託口による取得によるものです。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年 5 月 19 日取締役会	普通株式	利益剰余金	189,300 千円	15 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 9 日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 29 年 5 月 19 日取締役会	普通株式	利益剰余金	189,300 千円	15 円	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 9 日

(注)平成 29 年 5 月 19 日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金 4,623 千円が含まれております。

６．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当社グループは、販売用土地建物等のたな卸資産投資計画、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的余資は主に流動性及び安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、利用しておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主にたな卸資産投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長でも５年内であります。これらは、金利変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、与信管理規程等に基づき主な顧客の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。満期保有目的の債券は供託金とするための国債であり信用リスクは僅少です。

・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として保証金として供託している国債であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,767,378	7,767,378	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	1,130,850		
貸倒引当金	△6,547		
	1,124,302	1,124,302	－
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券			
国債	455,560	472,463	16,902
資産計	9,347,241	9,364,143	16,902
(4) 支払手形・工事未払金等	5,430,554	5,430,554	－
(5) 短期借入金	5,870,000	5,870,000	－
(6) 長期借入金	17,720,000	17,728,214	8,214
(1 年内返済予定の長期借入金含む)			
負債計	29,020,554	29,028,768	8,214

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券は債券であり、時価は日本証券業協会が発表している公社債店頭売買参考統計値によっております。

負債
(4)支払手形・工事未払金等、(5)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関連会社株式	489,990
その他有価証券 非上場株式	60

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　1,284円70銭
(2) 1株当たり当期純利益　　77円87銭

８．追加情報に関する注記

(業績連動型株式報酬制度)
(1) 取引の概要
当社は、平成28年6月28日開催の第20回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）を対象として、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、当社取締役等に対し、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、各事業年度における業績達成度等一定の基準に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度であり、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。
なお、当社子会社であるサンヨーリフォーム株式会社及びサンヨーホームズコミュニティ株式会社の代表取締役についても、当社の取締役等と同様に、本制度を導入することを対象子会社の株主総会において決議しております。

(2) 信託に残存する自社の株式
当連結会計年度における本制度の導入にともない、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が当社株式308,200株を取得しております。
信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は174,892千円、株式数は308,200株であります。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ.満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

ロ.子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

ハ.その他有価証券　　時価のないもの　移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ.販売用不動産･未成工事支出金・不動産事業支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ロ.その他のたな卸資産(製品・半製品･仕掛品･原材料)

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　３～47 年

構築物 10～20 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与の支給に備えるため､支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③完成工事補償引当金

引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため､過去の完成工事に係る補修費の実績を基準にした金額及び特定の物件については補修費用の個別見積額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため､当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤役員株式給付引当金
株式給付規程に基づく当社取締役(執行役員含む)への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

（追加情報）
（役員退職慰労金制度の廃止）
役員退職慰労引当金については、従来、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成 28 年６月 28 日開催の第 20 回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
同制度廃止にともない、在任期間に対する役員退職慰労金の打ち切り支給を同総会で決議し、役員退職慰労引当金残高 169,068 千円を固定負債の「その他」に振替ております。

(4)収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）

②その他の工事
工事完成基準

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記
（平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号　平成 28 年６月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）
（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号　平成 28 年３月 28 日）を当事業年度より適用しております。

３．表示方法に変更に関する注記
（損益計算書）
前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。
なお、前事業年度の「補助金収入」は９百万円であります。
前事業年度において、独立掲記していた、「営業外収益」の「受取手数料」は重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

不動産事業支出金	14,286,625　千円

②担保に係る債務

短期借入金	1,270,000
1年内返済予定の長期借入金	4,560,000
長期借入金	8,040,000
計	13,870,000　千円

③その他担保に供している資産

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、投資有価証券（国債455,560千円）並びに差入保証金（161,646千円）を住宅瑕疵担保保証金として、大阪法務局に供託しております。

(2)有形固定資産の減価償却累計額　　2,378,288千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3)保証債務

住宅ローン及びつなぎローン利用による当社住宅購入者のために当社が金融機関に対して保証している金額は3,069,016千円であります。

(4)関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権　　63,326千円

②短期金銭債務　　115,332千円

(5)当社は「“くらし”リレーシステム」と称する、戸建住宅の新築販売時に買取り価格の査定基準を提示した上で、買取りを約する契約を顧客の一部と締結しております。当事業年度における当該契約にかかわる売上高は3,256,121千円であります。なお、当事業年度において、当該契約に基づく買取物件はありません。

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	49,365千円
仕入高	780,642千円
上記以外の営業取引高	56,544千円
営業取引以外の取引高	12,853千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式数の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式(注)1.2	－千株	308千株	－千株	308千株

(注)1.普通株式の自己株式は、役員向け株式給付信託口が保有する当社株式であります。

2.普通株式の自己株式の増加は、役員向け株式給付信託口による取得によるものです。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	83,221	千円
完成工事補償引当金	35,400	
退職給付引当金	396,059	
たな卸資産	54,441	
減損損失	88,124	
資産除去債務	32,422	
前払費用	39,478	
役員退職慰労未払金	49,453	
未払事業税	41,537	
その他	112,205	
繰延税金資産小計	932,345	
評価性引当額	△199,112	
繰延税金資産合計	733,232	
繰延税金負債		
たな卸資産	△128,103	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,438	
繰延税金負債合計	△132,541	
繰延税金資産の純額	600,691	

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,244 円 78 銭
(2) １株当たり当期純利益　　69 円 87 銭

９．追加情報に関する注記

（業績連動型株式報酬制度）

業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結計算書類「連結注記表　８．追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。